

試験場の衛生管理体制等の構築について(本校対応)

(1) 事前の準備

- ① 試験室の座席間の距離の確保
試験室ごとの座席の配置は、なるべく1メートル程度の間隔を確保します。
- ② 速乾性アルコール製剤の準備
試験場入口や試験室ごとに速乾性アルコール製剤を配置します。
- ③ 試験監督者等の体調管理等
当日試験業務に携わる試験監督者等については、試験前7日程度を目安に、朝などに体温測定を行うことを要請し、体調不良などを訴える者がいた場合に備え、代替の試験監督者等を確保し、自宅待機や医療機関の受診など、適切な対応をとります。
- ④ 医師、看護師等の配置
発熱・咳等の症状のある受験生が受験する場合に備えて、医師、看護師等を配置します。
- ⑤ 別室の確保
発熱・咳等の体調不良者のための別室を設け、別室においては、基本的に概ね2メートル以上の間隔での座席配置を行います。
- ⑥ 試験室の机、椅子の消毒
試験前日に消毒用アルコールを使用した拭き取りを行います。
- ⑦ 面接試験の実施
面接試験は対面での実施となります。評価者との距離は2メートル以上を確保し、常時窓を開放して対応します。
- ⑧ 試験場への入場方法
受験生には一定間隔を空けて入場していただきます。
- ⑨ トイレの使用
トイレ入口に導線を示すとともに、可能な範囲でトイレ休憩の時間を長めに確保し、混雑を避けた利用、利用後の手洗いなどを促す案内紙を掲示し、トイレ内の換気に注意を払います。なお、発熱・咳等の症状のある受験生や無症状の濃厚接触者に対し別室での受験を認める場合は、トイレを別に確保します。
- ⑩ 保護者控室の設置
受験場への入場者数や集団の形成を極力抑制する観点から、保護者控室については原則設置しないこととします。
- ⑪ 試験監督者等に対する感染対策の養成
「三つの密」の回避や、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践し、他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、インフルエンザワクチンの定期接種を行います。

(2) 試験当日の対応

① マスクの着用の義務付け

受験生及び本校教職員には、発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、試験場内では、昼食時を除き、マスクの着用を義務付けます。休憩時間や昼食時等の他者との接触、会話を極力控えるように要請します。

② 試験室ごとの手指消毒の実施

受験生及び教職員には、試験室への入退出を行うごとに、速乾性アルコール製剤による手指消毒を義務付けます。

③ 発熱・咳等の症状のある受験生への対応

試験開始前に発熱・咳等の症状の有無を確認し、本人の申し出により、発熱・咳等の症状のある受験生がいた場合には、別室での受験を提示します。

④ 無症状の濃厚接触者への対応

PCR等の検査の結果が陰性であり、受験当日無症状であれば別室での受験を提示します。建物内において、別室まで他の受験生と接触しない導線を確認し、受験生及び試験監督者の座席間隔を2メートル以上確保します。

⑤ 体調不良を訴えた試験監督者等への対応

当日試験業務に携わる試験監督者等に体調不良などを訴える者がいた場合には、代替の試験監督者等と交代し、自宅待機や医療機関の受診など、適切な対応をとります。

⑥ 換気の実施

試験室はできるだけすべての窓を可能な限り長く開放します。

⑦ 昼食時の対応

昼食時の受験生同士の会話、交流、接触を最大限に抑制する観点から、昼食持参と自席での食事を要請します。

⑧ 試験場入場前の対応

試験場入口で受験生全員に検温を実施するとともに、発熱・咳等の症状のある場合はその旨を申し出ることを記載した案内紙を掲示するなど、体調不良者に注意を促します。

⑨ 試験終了時の周知

試験場内でのマスクを廃棄しないこと、各自寄り道などはせず、なるべくまっすぐ帰宅すること、帰宅後はまず手や顔を洗うことについて受験生への周知を行います。

(3) 試験終了後

① 試験監督者等の健康観察

当日試験業務に携わった試験監督者等については、毎朝、体温測定や体調の観察を行うことを要請し、体調不良などを訴える者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診など、適切な対応をとります。

② 試験室の机、椅子の消毒

当日試験終了ごとに消毒用アルコールを使用した拭き取りを行います。